

令和3年 第2回 ふじみ野市農業委員会総会議事録							
招集日時	令和3年2月25日		開会場所	ふじみ野市役所第2庁舎3階 B301会議室			
開会の日時 及び宣告者	開会	令和3年2月25日	午後1時29分	議長			
	閉会	令和3年2月25日	午後1時59分	議長			
議長	新井良司						
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠
1	粕谷 雄一		出	10	有山 茂幸		欠
2	久保田 清		出	11	岸 勇		出
3	駒井 一正		出	12	高野 喜好		出
4	早川 英希		欠	13	浅海 伊佐男		欠
5	嶋田 利行		出	14	新井 良司		出
6	鈴木 智之		出	15	柳川 嗣於(最)		出
7	富田 博明		欠	16	塩野 和義(最)		出
8	星野 秀雄		欠	17	宮寺 康夫(最)		欠
9	原田 宏美		出				
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者	9名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者	2名
議事参与(説明者)				書記			
本橋 直人							
松田 薫樹							
飯塚 勝貴							
寒竹 由起子							

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和3年2月25日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和3年2月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所第2庁舎3階B301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時29分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に15番・16番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3 報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出に関する件4件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第4号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4 報告第5号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第5号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5 報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第6号について終了します。</p>

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>15 番委員</p> <p>議 長</p> <p>6 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 6 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、1 件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人はふじみ野市駒林在住で、市内に併せて 12,914 m² の農地を所有して農業経営を行っており、3 条申請の 5,000 m² 以上の下限面積要件を満たしています。</p> <p>渡人は富士見市在住です。</p> <p>今回は受人の作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請で、受入宅から申請地までは車で 3 分の距離です。</p> <p>受人はトラクター 2 台、コンバイン、田植え機、農業用トラック 2 台を所有しております。</p> <p>また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>2 月 12 日に 16 番委員と事務局の 3 人で現地確認を行いました。</p> <p>申請地は隣接する北と南の田とは畔が取り除かれており、一体で利用されていました。</p> <p>受人は既に田の管理を行っており、耕運されている状態になっていました。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地調査の報告通り、申請地はトラクターで耕運されて管理されています。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしい</p>
--------------	---	---

日程第 7	全 委 員	ですか。
	議 長	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 5 号の案件につきましては原案のとおりに許可することに決定します。
	議 長	日程第 7、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件を議題とします。
	事 務 局	案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
		議案書朗読、説明。
		申請者は平成 1 2 年に 3 名で創業した、総菜、水産加工品、畜産加工商品、野菜漬物等を扱う加工食品メーカーや外食産業向けに調味料や食品添加物製剤の開発及び製造販売を中心に営業しています。
		平成 2 2 年に現在の市内亀久保に本社工場機能を移し、その後も順調に売上も推移したことから、平成 2 9 年に工場を増設しており、現在の従業員数は 4 5 名です。
		その後も顧客ニーズの高度化・多様化しており、製品の種類・量が増加し、生産量が増加しており、当初は想定していなかった 1 0 t トラックによる搬入出が 1 日平均 3 回行われるようになっており、その場合はトラックの転回スペースを確保するために従業員が駐車している車を別の場所に移動する必要があるため、従業員及びトラックの運転手の安全面を考慮すると、従業員の駐車場敷地を別敷地に確保することが必要であるとのことです。
		駐車場敷地について市街化区域も含めて適地を探した結果、申請者工場敷地に隣接する申請地が最適地と考えています。
		農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。
	議 長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお

日程第 8	16 番委員	<p>願います。</p> <p>2月12日に15番委員と事務局の3人で現地確認を行いました。畑は若干、草が生えていましたが農地としては問題なく管理されていました。</p> <p>また、面積が小さく細い2筆は畑へ入る道として使われていました。</p>
	議 長	<p>地元委員さんは何かありますか。</p>
	3 番委員	<p>2月13日に現地を確認しましたが、現地調査の報告通り、特に問題は無いと思います。</p>
	議 長	<p>質疑はありますか。</p>
	全 委 員	<p>なし。</p>
	議 長	<p>質疑がないようでしたら、議案第6号の案件について承認してもよろしいですか。</p>
	全 委 員	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>異議なし賛成により、議案第6号の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
	議 長	<p>日程第8、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題とします。</p>
	事 務 局	<p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>農地を取得した相続人が、その農地等で農業を営む場合には、その農地の価格のうち、農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、相続人が死亡した場合には、猶予税額が免除されます。</p> <p>農地の相続税納税猶予を新規に受けるためには、相続税納税猶予適格者証明書が必要となります。</p> <p>適用の要件は、申告期限までに遺産分割されていること、特定市街化区域においては生産緑地であること（ふじみ野市旧大</p>

日程第9		井町地域は対象外)、被相続人は対象農地で農業を営んでいた人または実際に畑で作業が出来なかった場合は経営権を持っていた人、相続人は既に農業を行っているか、または相続税の申告期限までに農業経営を開始しその後も引き続き農業経営を行うと認められる人となっています。
	議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	16番委員	2月12日に15番委員と事務局の3人で現地確認を行いました。申請があった農地は全て耕運されており、草が生えておらずきれいに管理されていました。
	議長	地元委員さんは何かありますか。
	5番委員	畑は管理されており、年間通して申請者と申請者の息子が野菜を栽培しています。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、議案第7号の案件について承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第7号の案件につきましては原案のとおり決定します。
議長	日程第9、議案第8号、生産緑地取得斡旋についての件、1件を議題とします。	
事務局	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。	
	12月の総会で生産緑地の主たる従事者証明についての議案にて審議した案件です。審議後に買取り申出者は市に対して買取り申出を行いましたが、市が買取りを希望しないため、生	

	議長 全委員 議長	<p>産緑地法第13条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>質疑が無ければ、令和3年3月10日までに生産緑地の買取り希望申出がありましたら事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>議案第8号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和3年第2回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後1時59分)</p>
--	-----------------	---